

議案第一五号

三朝町消防団条例の一部を改正する条例について

三朝町消防団条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

三朝町消防団条例の一部を改正する条例

三朝町消防団条例（昭和二十八年三朝町条例第一九号）の一部を次のように改正する

第十三条中、「日額四百円以内」とあるを、「日額四百五十円以内」と改め

附 則

この条例は昭和三十六年四月一日から施行する

昭和三十六年三月十七日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

